

令和6年度

～チャレンジいばらき補助金～

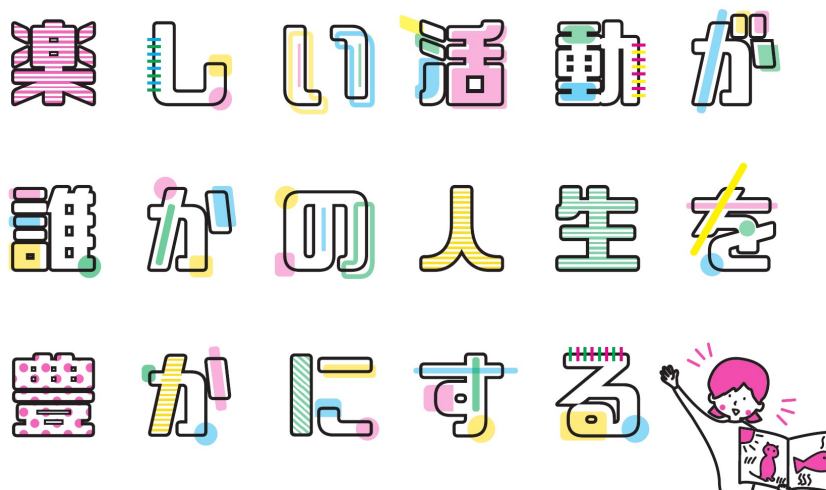
茨木市提案公募型
公益活動支援事業補助制度募集要領

(学生等連携事業)

【募集期間】 令和6年5月20日～6月21日

【事業実施期間】 令和6年4月1日～令和7年3月31日

茨木市 市民活動のコンセプト



茨木市 市民文化部 共創推進課

1 目的等

本市では、市民活動のコンセプトとして、『楽しい活動が誰かの人生を豊かにする』を掲げ、人と人、人と活動がつながることで、新たな活動が創出され则认为しています。

チャレンジいばらき補助金（学生等連携事業）は、学生及び生徒（以下「学生等」という。）が地域の課題解決及び活性化に取り組む事業に対して市が補助金を交付することにより、その学生等の地域での活躍を促進し、もって地域とその学生等との連携によるまちづくりの推進を図ることを目的とするものです。

【参考】

R 5 年度 事業紹介



（右図よりアクセスできます）

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/kyousou/menu/shiminkatsudo/48626.html>

市民活動のコンセプト

「楽しい活動が誰かの人生を豊かにする」

令和3年度に実施した「いばらき ひらかか」ワークショップで出た意見をもとに、今後の茨木市の市民活動におけるコンセプトを設定しました。

ワークショップの様子やコンセプトシートなどは以下の URL、もしくは右図からご覧ください。



<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/kyousou/menu/kentou/siminsannkakutorikumi/hirakoka/index.html>

2 申請の要件等

（1）対象団体

対象団体は、次のすべてに該当することが要件となります。

① 次のいずれかに該当する団体とします。

ア 学校教育法に規定する大学・短期大学等の学生 5 人以上で構成する団体（以下「学生団体」という。）

イ 学校教育法に規定する高等学校等の生徒 5 人以上及び教員 1 人以上で構成する団体（以下「高校生団体」という。）

② 政治又は宗教的活動を目的としないこと。

③ 暴力団、暴力団の統制下にある団体又は暴力団の構成員の統制下にある団体でないこと。

④ 定款、規約、会則等による運営がなされているものであること。

⑤ 学生団体にあつては、当該事業の実施について主たる構成員が在学する大学の承認を得た学生団体であること。

(2) 対象事業

対象事業は、次のすべてに該当することが要件となります。

※提案を考えている事業が補助対象となるかどうかについては、事前に共創推進課と協議してください。

- ① 学生団体、高校生団体が実施する市域の課題解決又は活性化に資する事業であること。
- ② 国又は地方公共団体から補助金等の交付を受けていないこと。
- ③ 市内で実施し、主に茨木市に在住・在勤・在学の者を対象としていること。
- ④ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施し、完了する事業であること。
- ⑤ 同一事業については、前回の結果を踏まえた上で、前回より充実した内容であること。
- ⑥ 当該活動団体や関係団体のみではなく、広く活動の効果が期待できる事業
- ⑦ 上記のほか、法令等に違反していないこと。
- ⑧ 事業の実施に当たっては、チラシ等に「チャレンジいばらき補助金（茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金）」によって事業実施している旨を掲載、もしくは下のバナーを使用するなど、補助金の広報に努めること

あなたもチャレンジしませんか？



この事業は、チャレンジいばらき補助金を活用しています。

市民公益活動のチャレンジを応援！
事業紹介は左の二次元コードから！

バナーのデータは、5 ページの提出様式掲載ページからダウンロードできます。

※バナーは補助対象事業の広報にのみお使いください。

※チラシを作成された際には、共創推進課へチラシデータの共有をお願いします。

3 補助率、補助金額

補助対象者	補助率	補助上限額	補助回数の制限
学生団体	10 分の 10	200,000 円	なし(※)
高校生団体	10 分の 10	100,000 円	

(※) 回数制限はありませんが、補助金審査上、3 回目までの事業を優先的に採択します。

なお、回数には「いばらき・学生等連携事業補助金」での採択回数を含みます。

(詳細は後述「8 採択・不採択の決定基準」を参照)

【留意事項】

- (1) 補助金額は、下記①～③のうち最も少ない額となります。
 - ① 上限額（学生団体：200,000円、高校生団体：100,000円）
 - ② 補助対象経費の合計額から、事業の実施に伴い発生する収入を減じた額
 - ③ 補助対象経費に補助率を乗じた額
- (2) 最終的に交付する補助金額は、事業実施後の決算額から再度算出して確定します。

4 対象となる経費

予算書の科目名は、下の表の科目名と対応させ、分かりやすく記載して下さい。
事業実施後に団体もしくは団体代表者宛の領収書の提出（原本）が必要となります。
領収書等により交付事業としての支払いが確認できないものは、対象経費と認められません。

科 目	内 容
報償費	講師、専門的立場の方、出演者への謝礼 【留意事項】 ・店舗等の取材費は、1店舗につき2,000円以内とする。
旅費交通費	講師、専門的立場の方、出演者やスタッフの公共交通機関利用料金 【留意事項】 ・タクシーの利用は原則不可とする。ただし、公共交通機関では著しく不便な場所、荷物の運搬等でやむを得ない場合は可とする。 ・レンタカー、自家用車に関する費用（ガソリン代、高速道路料金、駐車場代）は原則不可とする。ただし、公共交通機関やタクシーよりも安価な場合は可とする。 ・ <u>実績報告時には、移動の区間、距離、目的も併せて報告すること。</u> また、公共交通機関等、領収書が出ないものについては、その際のＩＣカードの乗車履歴や乗車券等の写真等を保存しておき実績報告の際に他の領収書と合わせて提出すること。
消耗品費	単価が税込3万円未満の物品 材料（料理教室等の原材料含む）、事務用品その他の消耗品にかかる経費
印刷製本費	チラシ、冊子、資料などのコピー・印刷・製本にかかる経費 （補助額の2分の1以内）
光熱水費	事業実施に直接必要な光熱水費
通信運搬費	郵便、宅配、電話料金等にかかる経費
広告料	HP掲載料や、SNS有料広告に係る経費 【留意事項】 ※チラシ印刷は除く。チラシについては、デザイン料は報償費（個人への依頼）もしくは委託料（法人への依頼）、印刷は印刷製本費に分けること。
手数料	振込手数料、クリーニングなどにかかる経費
保険料	スタッフボランティア保険、行事保険などにかかる経費 （振込にかかる手数料は「手数料」とすること）
委託料	ごみ処理委託、会場設営委託などにかかる経費
使用料	会場使用料、機器レンタルなどにかかる経費
その他	その他事業実施に直接必要な経費で市長が特に認めるもの（要事前相談）

《参考》対象とならない経費

以下のような経費は、補助の対象外経費とします。

人件費（例：主催者・関係者への賃金）
交際費（例：出演者への報償費以外の贈答品費、接待費など）
慶弔費（例：ケガをしたスタッフへの見舞金など）
食糧費（例：打合せ・打ち上げに係る飲食費、まかない費、店舗取材時の飲食費など）
団体事務所の家賃等、団体の経常的な活動に要する経費
販売を目的とする物品に係る経費
備品費（単価が税込 3 万円以上の物品） ただし、以下①～③の全てを満たすもので、市から <u>事前承認</u> を受けた場合は、例外的に補助対象とする。 ※備品費の購入が必要な場合は、申請時に市へ相談すること。 ①事業実施に必要不可欠であること ②リースによる調達が可能か、購入するよりも高価であること ③補助額の 2 分の 1 以内であること
他の事業との共通する経費、団体で経常的に使用するもの
事業終了後にスタッフの私物となる物の購入代金
領収書等により支払った内容が明確に確認できない経費
その他社会通念上公費を支出することが適切でないものなど

5 応募方法

(1) 募集期間

令和6年5月20日（月）～令和6年6月21日（金）

(2) 提出書類

・ 申請書

- ① 茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）

・ 添付書類

- ② 団体概要調書
③ 事業計画書
④ 収支予算書（申請事業分）
⑤ 団体の構成員・人数が確認できる書類（メンバー表）
⑥ 学生等連携事業申請に関する大学等の承認について
⑦ 団体の定款、規約、会則等の写し
⑧ 団体の前年度の決算書（前年度の活動実績がある場合のみ）
⑨ その他市長が必要と認める書類

・ プレゼンテーション審査用資料

- ⑩ プレゼンテーション資料
⑪ プレゼンテーション動画（5分以内）

→プレゼンテーション動画は、5分以内（容量：概ね500MB以内）に編集してください。提出には「大容量メール送受信サービス」を利用させていただきますので、メールにて事前に市へご連絡ください。

①～⑥各様式および補助金活用事業のアピールパンナーは、市HP（共創推進課）又は右図から様式をダウンロードしてください。



(3) 提出方法

（提出前に、共創推進課へ連絡の上事前の確認を受けてください）

【窓口】茨木市 市民文化部 共創推進課（おにクルM2階）

【郵送】〒567-8505 茨木市駅前三丁目9番45号

共創推進課宛 ※郵送の場合は締切日必着

【メール】shiminkatsudou@city.ibaraki.lg.jp

【電子】<https://logoform.jp/form/2Qoq/199704>



電子申請はこちら

市民活動センター（きゃぱす） 連絡先
茨木市駅前三丁目9番45号 おにクル7階
電話：072-623-8820
メール：capas@ibaraki-npo.jp



センターHP



相談予約

【フロー】

（任意）市民活動センターへ相談
（事前に相談申込が必要です）
事業の内容や進め方、申請書類の添削等

共創推進課（窓口・メール）
事前連絡の上、窓口にて申請内容や申請書類の事前確認

共創推進課（窓口・メール・電子）
データの提出

事業の始め方、進め方、スケジュールの組み方、申請書類の書き方など、補助金申請にあたってのお困りごとについて、市民活動センターがサポートします！
詳しくは市民活動センターまでお問い合わせください。

（チャレンジいばらき補助金の制度に関する質問は、共創推進課で受け付けています。）



【留意事項】

- (1) 質問や修正をお願いする可能性があるため、日程に余裕をもってご連絡ください。
- (2) 提出書類のファイル形式は、下記のとおりとしてください。
 - ・ ①～⑤：WordまたはExcelファイル ・ ⑥：pdfファイル
 - ・ ⑦～⑪：任意（PowerPointファイル含む）

6 選考方法・選考スケジュール等

※スケジュールは現時点の予定であり、変更となる場合があります。

(1) 審査①《書類審査（～7月上旬ごろ）》

- ・ 共創推進課において、書類の不備等のチェックを行うとともに、当該応募事業が事業の目的やテーマに合致したものであるかの確認を行います。
- ・ 書類に不備等がある場合は、修正や再提出が必要となります。

(2) 審査②《プレゼンテーション動画審査（～7月中旬ごろ）》

- ・ 審査①の通過団体について、プレゼンテーション動画を踏まえた審査を行います。
- ・ 審査の過程での質疑事項がある場合は、対象者にメールにて送付しますので、必ず期日までに回答してください。
- ・ 審査ポイント等については、「7 審査項目及び配点」を参照してください。

(3) 採択・不採択の決定、補助金交付決定（～7月下旬ごろ）

- ・ 審査結果（採択・不採択の決定結果）について、応募団体へ通知するとともに、市ホームページにて公表を行います。
- ・ 採択・不採択を決定する基準については、「8 採択・不採択の決定基準」を参照してください。

7 審査項目及び配点

審査項目及び配点（100点満点）等については、下表のとおりです。

項目	配点	主に重視する点
公益性	25	- 自分たちのためだけでなく、その他市民も参加できるものか - 事業の実施目的が明確になっているか。 - 地域の課題解決や活性化を図るために適切な手法か。 - 事業の実施にあたり、市民ニーズの把握に努めているか。
計画性・実行性	15	- 学生が主体的に取り組むものであるか。 - スケジュールや予算の積算は適切か。 - 計画や体制は、不測の事態にも対応できうるものとなっているか。
波及性・発展性	30	- 事業実施過程での、地域との連携や関係づくりを意識しているか。 - 人と人の新たな出会いの場の創出につながるなど、地域から親しまれるような事業内容であるか。 - 新規事業にあつては、事業実施後のさらなる展開を期待させるような内容か。 - 継続事業にあつては、前回の実績を踏まえ、内容の充実に努めているか。 - 事業を通じて、学生等が地域で活躍するための経験やノウハウが得られるか。
独自性	15	学生団体ならではの知見や発想が生かされており、また自団体の強みを活かした事業内容となっているか。
PR 方法	15	十分な周知期間が設けられ、広く多くの市民に周知できる計画となっているか。

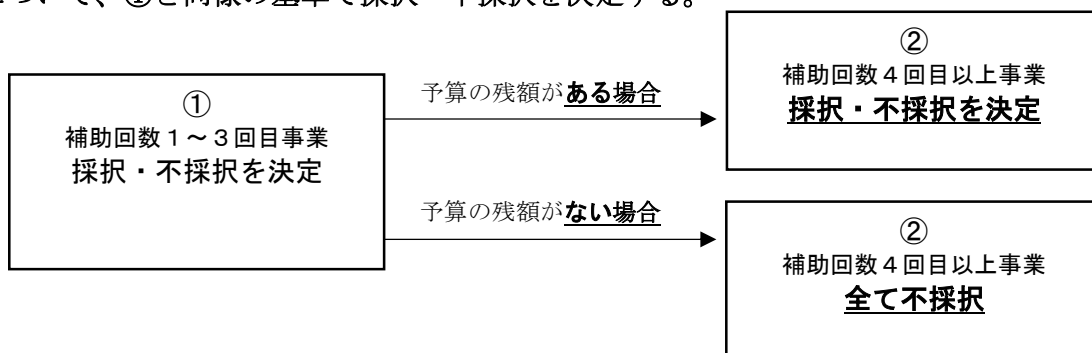
8 採択・不採択の決定基準

補助回数が今回で3回目まで（これまでの補助回数が2回以下。「いばらき・学生等連携事業補助金」での採択回数を含む）の事業を優先的に採択します。

①今回で3回目まで（これまでの補助回数が2回以下）の事業について、下記に基づき採択・不採択を決定する。

- ・審査の結果、選考基準点（満点の6割＝60点）に満たない場合は、不採択とする。
- ・点数が上位の事業から順に、予算の範囲内で採択する。そのため、選考基準点を満たしていても、下位の事業にあつては、減額採択または不採択となる場合がある。
- ・点数が上位の事業であっても、収支予算上、補助対象経費として計上された経費に適切でないものが含まれている場合は、減額採択または不採択となる場合がある。
- ・採択する事業のなかで同点最下位が複数ある場合は、申請金額に応じて按分した金額を交付決定額とする。

②その後、予算に残額の範囲内で、今回で4回目以上となる（これまでの補助回数が3回以上の）事業について、①と同様の基準で採択・不採択を決定する。



9 公開について

申請いただいた事業名、団体名、交付決定した事業一覧及び評価委員会の会議録等は、個人情報に係る部分を除いて、原則、市のホームページ等で公開いたします。

10 実績報告について

補助金の交付決定を受けた団体は、事業の完了後、すみやかに（原則10日以内に）次の書類をメールにて提出してください。ただし、領収書等は原本の提出（郵送・持参）をお願いします。
実績報告が遅れた場合、補助金の交付が取消になる可能性があります。

提出書類

○茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金実績報告書（様式第6号）

○添付書類 ①事業報告書

②収支決算書

③領収書（原本）

④その他事業の成果がわかるもの（制作物、写真、チラシ等）

* 実績報告書、添付書類①②については、5 ページの提出様式掲載ページからダウンロードのうえ、所定の様式で提出してください。

※対象となる全ての経費の支出については、事業完了後、領収書等により確認を行いますので、申請団体が支払ったとわかる適正な領収書等（日付、内容が記載されており、宛名が団体もしくは団体代表者となっているもの）の原本を提出してください。

※領収書等で対象経費の支出が確認できない場合、対象経費として認められません。

※実際に交付する補助金額は、事業実施後の決算額から再度算出し、交付決定金額を上限として確定します。

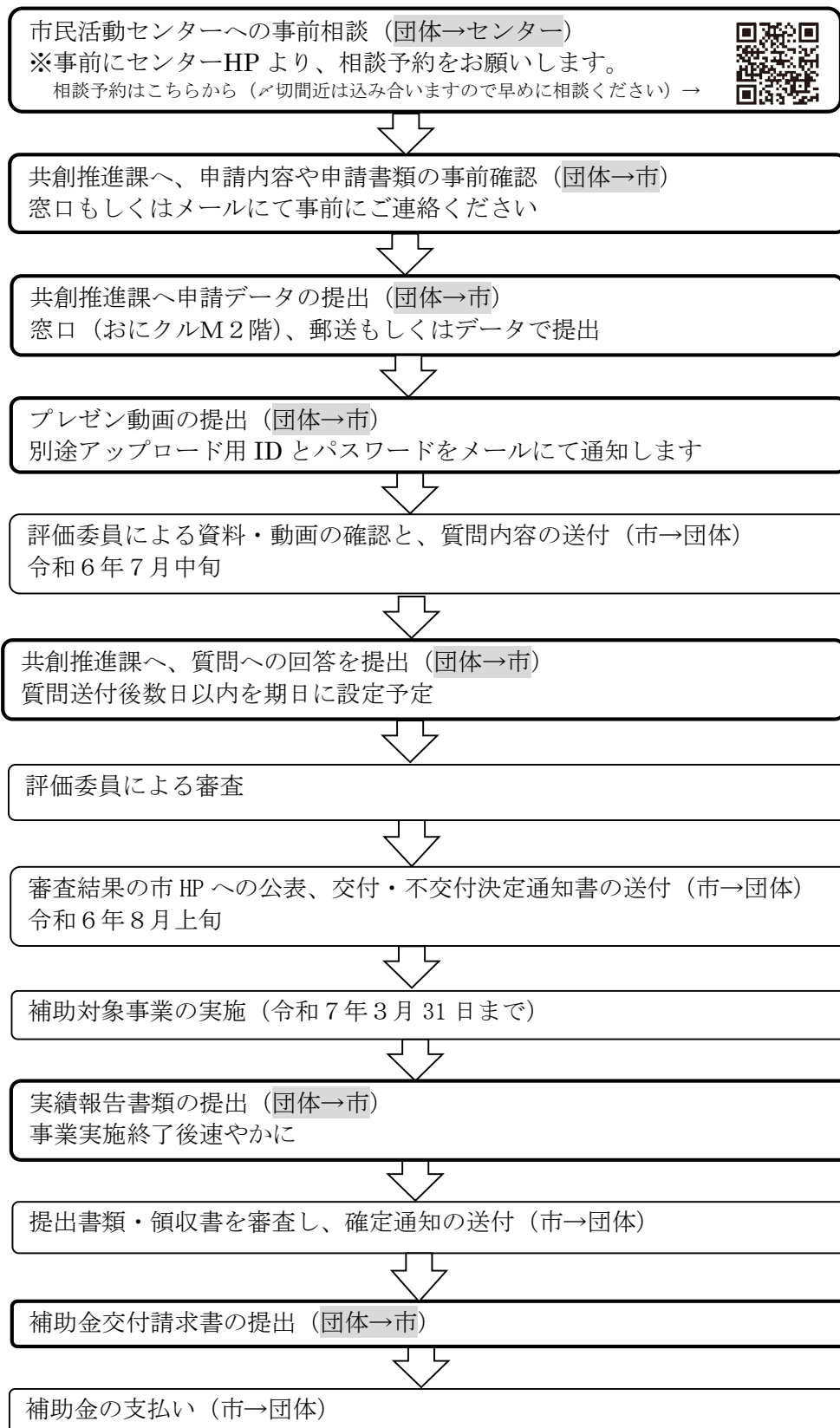
交付決定後、止むを得ない事情により事業計画や申請金額を大幅に変更する場合や、事業を中止する場合は、「変更・中止承認申請書」を提出し、別途承認を受ける必要があります。その際は、事前に共創推進課と協議してください。

11 補助金の支払い

補助金の支払い時期は、事業実施後となります。ただし、市長が必要と認めるものについては、補助金の交付決定後、概算払の請求をすることができます。

概算払の請求により補助金の交付を受けた場合は、当該補助金について、精算の手続を行っていただきます。この場合において、既に受けた概算額が、その確定額を超過しているときは、超過額を返還していただきます。

12 事業の流れ



※交付決定後、止むを得ない事情により事業計画や申請金額を大幅に変更する場合や、事業を中止する場合は、「変更・中止承認申請書」を提出し、別途承認を受ける必要があります。その際は、事前に共創推進課と協議してください。

問い合わせ・相談

茨木市 市民文化部 共創推進課

〒567-0888 茨木市駅前三丁目9番45号 茨木市文化・子育て複合施設おにクルM2階

電話：072-631-0277

メールアドレス：shiminkatsudou@city.ibaraki.lg.jp

【事業の企画・進め方の相談】

きゃぱす（市民活動センター）

〒567-0888 茨木市駅前三丁目9番45号

茨木市文化・子育て複合施設おにクル7階

電話：072-623-8820



きゃぱすHP



相談予約